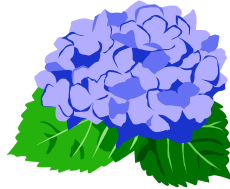


初夏の候、皆様におかれましては、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

また、日頃より、和光市駅北口土地区画整理事業にご理解・ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、本事業におきましては、関係する皆様の声を広く取り入れながら、平成23年度の仮換地指定を目指して進めていきます。

今年度は、皆様の意見や要望を反映するための意向調査や審議会委員の選挙を予定しておりますので、より一層のご協力をよろしくお願いいたします。



平成21年度スケジュール

7月(予定) ★意向調査を実施します★

市では、これから皆様の土地を再配置するために、換地設計の作業に入っていきます。

そこで、皆様の土地や建物について、将来どのように利用していくのか、また、換地についてどのような意見や要望があるのかを調査し、仮換地案を作成して、駅北口地区のまちづくりを皆様と一緒に考えながら進めていきたいと思っておりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

なお、意向調査につきましては、説明会を実施する予定です。内容や日程などの詳細につきましては、改めて通知いたします。

10月(予定) ★土地区画整理審議会委員の選挙を実施します

土地区画整理審議会委員の選挙を10月に予定しています。この審議会は、権利者の皆様のご意見を事業に反映するための重要な役割を持つ組織です。

詳しい内容は、右の欄をご覧ください。

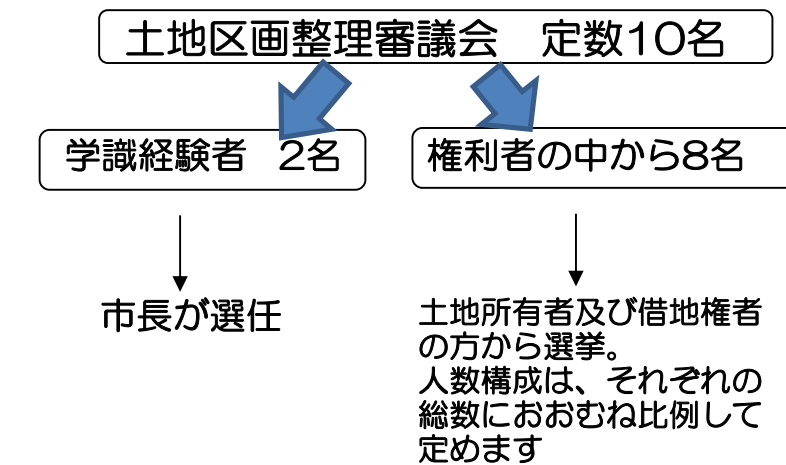


～土地区画整理審議会について～

★役割★

土地区画整理審議会は、都道府県や市町村が施行する土地区画整理事業に設置することになっており(土地区画整理法第56条)、皆様方の大切な財産である宅地の換地先や面積などを決定する際に、権利者のご意見を事業に反映させ、民主的に事業を運営する重要な役割を持つ組織です。

★構成★



任期は5年

★審議会委員の選挙権及び被選挙権★

委員の選挙において、投票(選挙権)及び立候補(被選挙権)できる方は、地区内に土地をお持ちの方と、借地されている方です。

未登記の借地権をお持ちの方でまだ借地権の申告をされていない方は、選挙権と被選挙権を失うことになるのでご注意ください。

ご注意を!

共有者の選挙権、被選挙権

共有で土地の所有権や借地権をお持ちの方は、代表者を選任していただかないと、投票や立候補をすることはできません。共有で土地の所有権や借地権をお持ちの方は、どなたか1名を代表者に決めていただきます。詳細については、改めてご通知いたします。

選挙スケジュール

選挙期日の公告

選挙を行う日を公告
(7月予定)

選挙人名簿の縦覧及び異議の申出

2週間縦覧

選挙人名簿の確定及び委員選挙数の公告

立候補者の届出及び公告

選挙人名簿が確定した日から10日以内に立候補届け又は立候補者の推薦届を提出
その後、候補者の氏名・住所を公告

選挙場、投票時間・開票日時を公告

(10月予定)

投票



◎区画整理に関するお問合せ・ご相談は下記までお尋ねください。

〒351-0115 和光市新倉1丁目11番16号
「駅北口土地区画整理事業事務所」
TEL 048-450-1602
FAX 048-450-1603
mail:e0500@city.wako.lg.jp

